第４章　労使関係

１　組合の中で徐々に広がりをみせるパートタイム労働者

（１）　減少しつつある労働組合数

都内の労働組合数をみると、1980年代末まで増加していましたが、その後減少し、2016年には約７千３百組合となりました。組合員数は、1990年代初頭をピークに、その後は減少に転じましたが、2000年代後半から再びやや増加傾向となり、2016年には約222万人となっています。**（図１）**

東京のパート労働者の組合員数は、2016年には約34万人と、2006年と比べて約1.8倍増加しました。それに伴い、総組合員数に占めるパート組合員数の比率も上昇し、2016年には約15％となっています。また、総組合数に占めるパート組合員のいる組合数の比率も上昇傾向で推移しています。**（図２）**

雇用者数に占める労働組合員数の割合を示す推定組織率をみると、2009年以降、東京はほぼ横ばい、全国はやや低下傾向で推移しています。一方、全国のパートタイム労働者の推定組織率は上昇しており、2016年には7.5％となりました。**（図３）**

また、全国の推定組織率を企業規模別にみると、従業員規模が大きい企業ほど高くなっており、2016年における1,000人以上の企業では44.3％と、民営企業全体の３倍近くになっています。一方、99人以下の企業では、１％程度と低水準にとどまっています。**（図４）**

図１　労働組合数・組合員数の推移（東京）

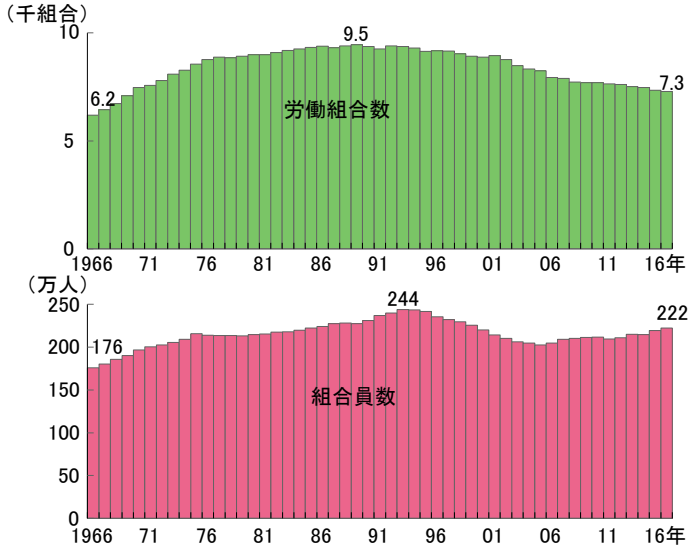

注　各年６月30日現在。単位労働組合が対象。
資料　厚生労働省「労働組合基礎調査」

図２　パート組合員のいる組合数比率、パート組合員数、パート組合員数比率の推移（東京）

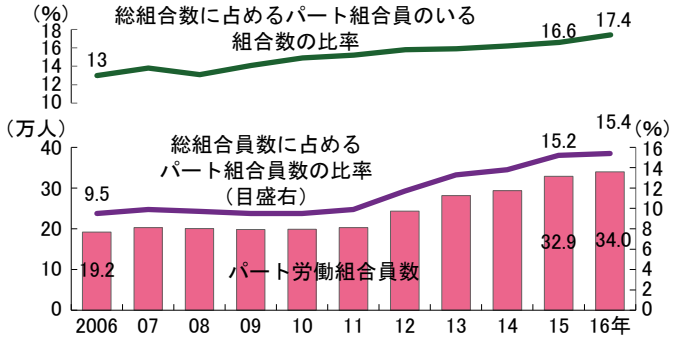

注　各年６月30日現在。
資料　東京都産業労働局調べ

図３　労働組合推定組織率の推移（東京・全国）

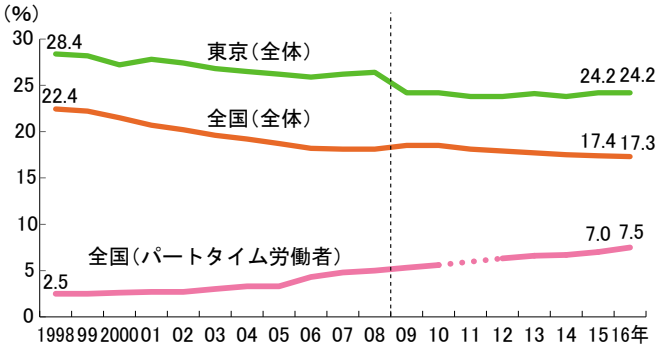

注　各年６月30日現在。推定組織率＝（労働組合員数／雇用者数）×100。
雇用者数は、全国は総務省「労働力調査」各年６月分の値、東京は2008年までは総務省「事業所・企業統計調査」、2009年以降は「経済センサス」による雇用者数に、調査年から当該年までの全国の「労働力調査」による雇用者数変化率を乗じて推計。2011年の推定組織率は、「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の推計値を用いて計算した値。パートタイム労働者の推定組織率＝（パートタイム労働者の組合員数／短時間雇用者数）×100。2011年のパートタイム労働者の値はなし。2013年からは新定義の短時間雇用者数による値。
資料　東京都、厚生労働省「労働組合基礎調査」

図４　企業規模別推定組織率の推移（全国）

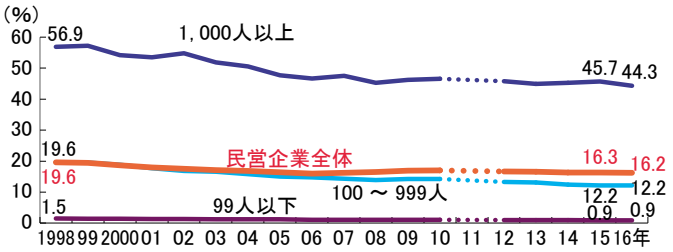

注　各年６月30日現在。民営企業のみ。2011年の値はなし。
2013年までは農林業を除く雇用者数により算出した数値。
資料　厚生労働省「労働組合基礎調査」

図５　産業別組合員数、推定組織率（全国、2016年）

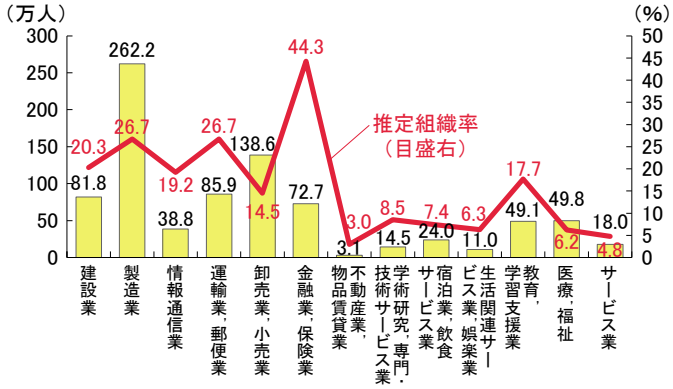

注　６月30日現在。民営企業のみ。
資料　厚生労働省「労働組合基礎調査」

全国における産業別の組合員数及び推定組織率をみると、組合員数は「製造業」が約262万人で最も多くなっています。一方、推定組織率は最も高い「金融業,保険業」は44.3％であるのに対し、最も低い「不動産業,物品賃貸業」では3.0％と、業種により大きく異なっています。**（図５）**

（２）　増加傾向の一時金の妥結額

東京における春季賃上げの状況をみると、2014年には大きく上昇して13年ぶりに２％を超え、2015年も引き続き２％台でしたが、2016年は1.78％となりました。**（図６）**

また、一時金の妥結額は、2004年から2007年にかけてやや増加しましたが、2009年にリーマン・ショック等の影響で落ち込みました。その後は持ち直しつつあり、2016年の妥結金額は、夏季は約76万円、年末は約78万円と、ともに2015年の妥結金額を上回りました。**（図７）**

（３）　減少傾向の労働争議発生件数

東京における2016年の労働争議発生件数は、183件と、２年ぶりに減少しました。労働争議参加人数は約４千３百人となりました。**（図８）**

労働争議の発生原因の推移をみると、近年では賃金額の改定に関する事項の割合が高くなっていましたが、2016年は５年ぶりに「経営・人事（解雇反対等）」が上昇し、約29％を占めています。次いで「賃金額（基本給・諸手当）の改定」が約24％、「賃金額（賞与・一時金）の改定」が約21％となっています。**（図９）**

図６　春季賃上げ状況の推移（東京）

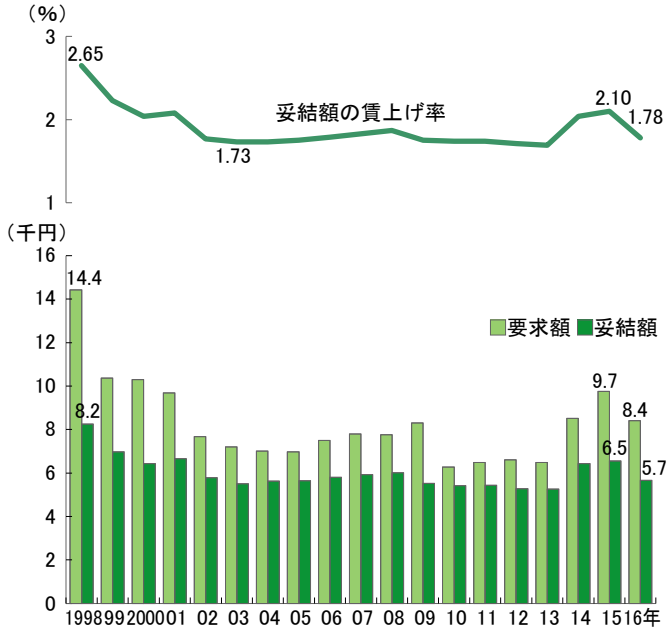

注　加重平均（組合員1人当たりの平均）。
資料　東京都「経済要求妥結調査」

図７　夏季・年末一時金妥結状況の推移（東京）

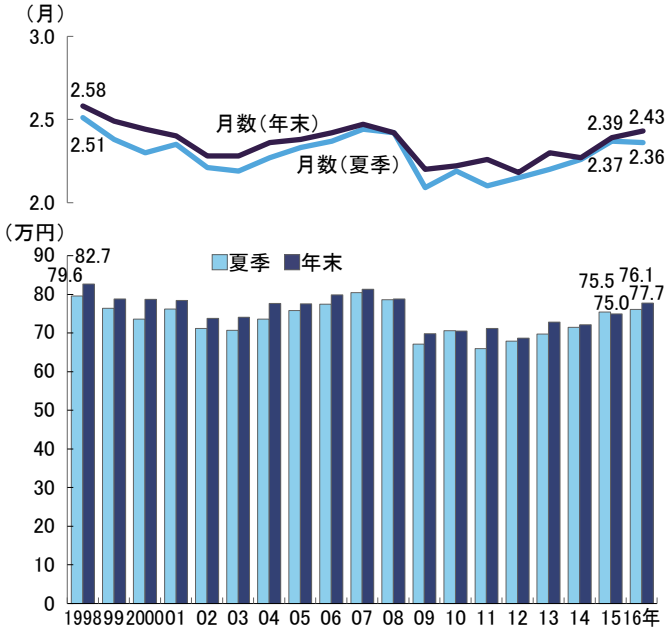

注　加重平均（組合員1人当たりの平均）。
資料　東京都「経済要求妥結調査」

図８　企業規模別労働争議発生件数、参加人数の推移（東京）

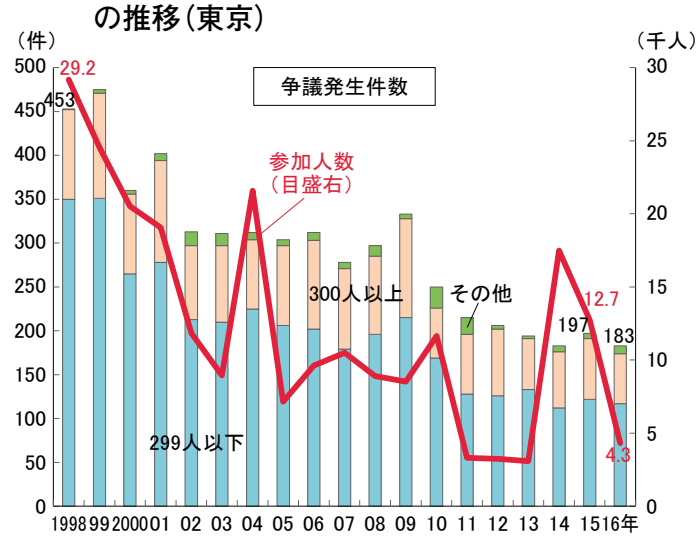

注　「その他」は企業規模不明、合同労組等。
資料　東京都「東京レイバーリポート」

図９　原因別労働争議構成比の推移（東京）

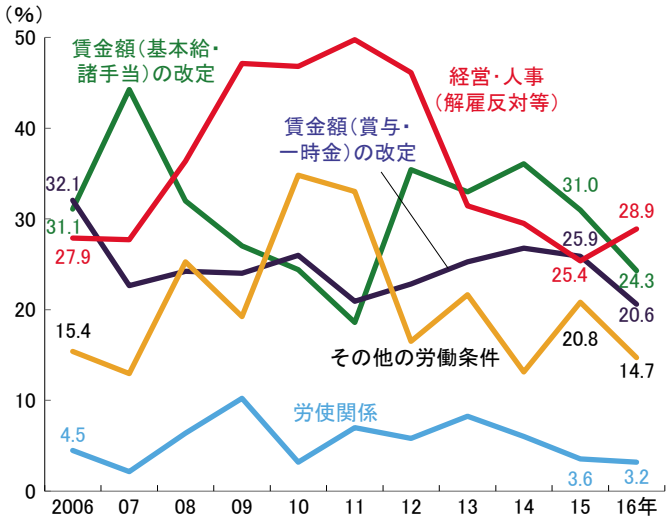

注　争議発生件数に対する割合。原因は複数集計。
資料　東京都「東京レイバーリポート」

２　多様な労使紛争解決手段

（１）　年間５万件超が続く労働相談件数

東京都労働相談情報センターでは、労働問題全般についての相談を受けており、寄せられた労働相談件数は、10年以上連続で５万件を超えています。また、労使間による自主的な解決が難しい問題について、第三者の立場で手助けをする「あっせん」を行っており、「あっせん」の件数は、2016年度は446件となっています。**（図１）**

労働相談を内容項目別にみると、2007年度までは「解雇」、「賃金不払」、「労働契約」の割合が高くなっていましたが、2010年度には「退職」が「解雇」を上回り、最も高くなっています。また、「職場の嫌がらせ」の割合が年々高まっており、2016年度は２番目に高い10％を占めています。**（図２）**

産業別にみると、「サービス業（他に分類されないもの）」の相談件数が最も多く、「医療,福祉」、「卸売業,小売業」と続いています。「医療,福祉」の相談件数は増加傾向で推移しており、2015年度は2005年度と比較して約1.8倍となっています。**（図３）**

（２）　民事上の個別労働紛争相談の占める割合は長期的に上昇傾向

国が設置する各都道府県労働局でも、労働相談を受け付けています。東京労働局における総合労働相談件数は2008年度をピークに減少傾向でしたが、2016年度は３年連続で増加し、約15万5,000件となりました。このうち、労働条件等に関する紛争であるが、労働基準法等の違反を伴わない「民事上の個別労働紛争相談件数」は、2016年度は約２割を占めています。**（図４）**

（３）　１千件を超える労働審判制度

司法的な紛争解決の手段として、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルを迅速、適正かつ実効的に解決するための労働審判制度が2006年に創設されました。この制度では、当事者の申立てを受けて労働審判委員会が話し合いによる解決（調停）を試み、これで解決されない場合は審判をすることになります。労働審判の申立件数は、2009年以降、全国では３千件超、東京では１千件超で推移しています。**（図５）**

図１　労働相談・あっせん件数の推移（東京）

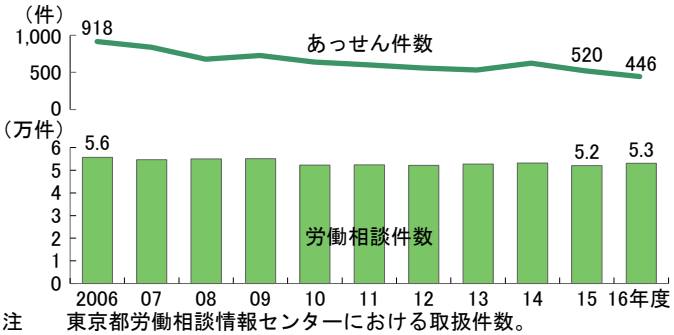

注　東京都労働相談情報センターにおける取扱件数。
資料　東京都「労働相談及びあっせんの概要」

図２　労働相談項目別構成比の推移（東京）

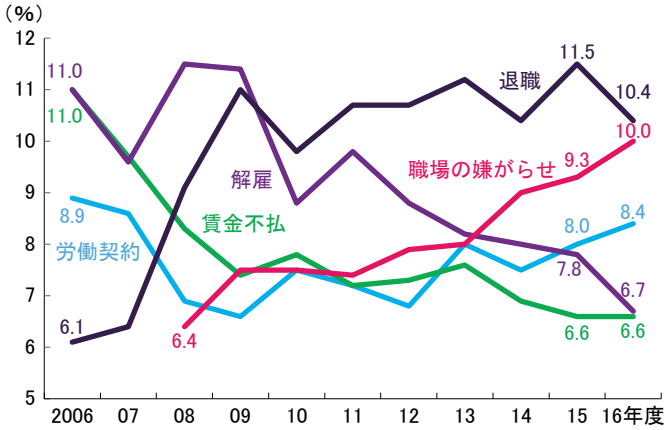

注　東京都労働相談情報センターにおける相談。１件の相談で複数項目にわたる場合は複数計上。「職場の嫌がらせ」は2008年度から掲載。2016年度の上位５項目を掲載。
資料　東京都「労働相談及びあっせんの概要」

図３　産業別労働相談件数の推移（東京）

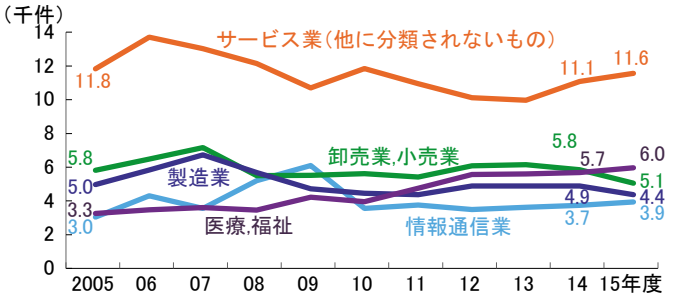

注　2015年度の相談件数が多い産業上位５位まで掲載。
資料　東京都「労働相談及びあっせんの概要」

図５　労働審判申立件数の推移（東京・全国）

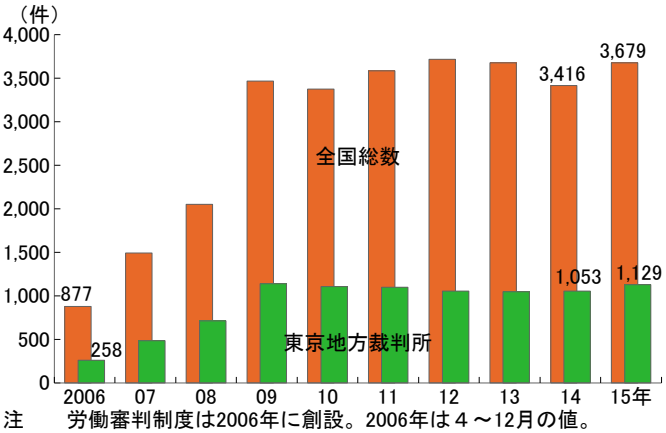

注　労働審判制度は2006年に創設。2006年は４～12月の値。
資料　裁判所資料

図４　東京労働局による総合労働相談件数の推移（東京）

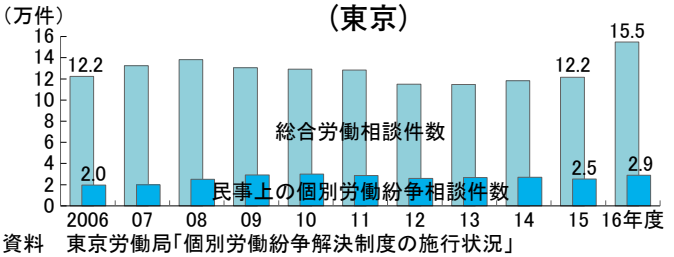

資料　東京労働局「個別労働紛争解決制度の施行状況」